

令和5年度第3回子ども・子育て会議（書面決議）

◎委員からの質問・確認事項について

【協議1】

保育所等に係る令和5年度の状況及び令和6年度の運営体制等について
※全委員より承認済み。

【質問①】

利用定員の変更については、申請のあった園をベースに対応すべき。国の通知としても市マターのものではない。減を認めないより、増減を年々の状況で柔軟に認定される方が将来に対して効果が高い。利用定員の変更で市の財政上のデメリットはほぼ無いにも関わらず、対応しないをベースにしている事は、奇異に見える。

【回答】 担当：子ども未来課保育園係

利用定員の変更については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第22条により、「利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない」とあるため、この基準を原則とし検討しております。この基準を基に、定員変更の協議書を提出された施設について、各施設の直近の年間平均在所率及び翌年度の申込者数等により、保育のニーズを把握し、利用定員増減の検討を行い、直接申請された施設と協議を行っています。併せて、変更後の利用定員について「第2期すこやか宇城っ子プラン」で設定した量の見込みに対する定員の確保を行えるか確認し、市として確保すべき定員の範囲内での変更を行っているところです。

今後も利用定員の変更については、「すこやか宇城っ子プラン」で設定した量の見込みを基に、翌年度の申込書数等により保育のニーズを把握した上で適正な定員の見直しを行うこととします。

■特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

第22条（定員の遵守）

特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

【報告1】

利用者支援事業に係る令和5年度の状況について

【質問①】

5月以降、利用者支援事業の相談件数が少しずつ増えていましたが、1月、2月になると急に減っています。理由はなんなのでしょう？

【回答】担当：こどもセンター子育て包括支援係

利用者支援事業の相談内容として保育園入園関係の相談が多くを占めています。保育園入園については、12月で次年度の4月入園の申し込みが終了します。その為、1月、2月と保育園入園相談件数が減少し、それが利用者支援事業の相談件数の減としてあらわれてくるものと思われます。

【質問②】

利用者支援事業と児童家庭支援センターとの連携や住み分けはどのようになっているのか？

【回答】担当：こどもセンター子育て包括支援係

利用者支援事業とは住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができ、必要に応じて、連携機関におつなぎする役目も担っております。また、児童家庭支援センターとは地域の児童の福祉に関するいろいろな問題について、専門的な知識及び技術を必要とするものに助言を行うとともに、市町村に技術的助言その他必要な援助を行います。その為、相談内容に応じて、必要時は、連携を取り、支援を行っております。昨年度は食事（食材配布）の件で、市民の方からの問い合わせがあり、おつなぎした事例があります。利用者支援事業と児童家庭支援センターは連携をとりながら、支援を行っております。

【質問③】

ファミリーサポートの伸びが小さいことの原因や検討が必要。最近、離乳食の進みが極端に遅い世帯があり気になる。離乳食についての情報発信が必要。

【回答】担当：こどもセンター子育て包括支援係

援助会員の年齢が年々高くなり、送迎など車を利用した支援が出来なくなったなどの理由により、援助会員を辞められる方もいらっしゃいます。また、援助会員になられる年代の多くは、仕事を持たれている状況です。その為、援助会員を増やすことが困難となっております。また、利用会員の悩みとして、利用料金の負担があげられます。利用される方は利用時間、援助会員の利用距離などの合算の値段が請求されます。その為、

毎日の利用になると利用料金も高くなります。それらの問題が、ファミリーサポートセンターの利用率の伸び悩む要因であると思われます。

これらの課題の対策として、今後はファミリーサポートセンターの援助会員の会員増加へむけて更なる啓発を行うとともに、利用者がより利用しやすい体制を整えることで、ファミリーサポートセンターの利用促進へつなげていきたいと思いをします。

・「最近、離乳食の進みが極端に遅い世帯があり気になる。離乳についての情報発信が必要。」

【この件につきましては、保健衛生部 健康づくり推進課からの回答】

○離乳食に関する保健指導の現状について

乳幼児健診時の離乳食、幼児食の相談・支援については、3、4か月健診、7か月健診、1歳6か月健診、2歳児健診、3歳児健診にて集団指導および個別指導にて、児の発達段階に応じた情報提供を行っている。特に、離乳食についての相談が多い7、8か月においては対象者全員に管理栄養士が個別対応を行っている。個別対応においても、離乳食の目的や重要性（口腔、消化機能の発達等）についての説明やフードモデルや写真、資料を使って量や形状を可視化して伝えるように努めている。また、身長体重の伸びに問題があったり、母の食への不安が大きい方には毎月予約不要で実施している健康相談や市が実施している離乳食教室への案内も併せて行っている。

○課題と対応策について

個別に栄養指導を行ったケースについて、食の課題が解決したのかどうか確認するなど、継続的な支援までには至っていないのが現状である。食の支援が継続的に必要な対象者が、自ら教室や相談に参加できない（しない）、また保育園や保健師のフォローなどでも上がってこない場合、問題を抱えたまま、経過してしまう可能性がある。当課では、地区担当制での保健活動を行っていることから、今後も、食の支援について保健師と連携し、その後の個別対応や継続支援を行っていく。

【報告 2】

放課後児童クラブに係る令和 5 年度の状況について

【質問①】

学童の主体移管の話を知っているが、丁寧な議論を会議でも行うべき。移管実施前提での話を進めるのではなく、移管するにしても市がどう関わるのか、運営のみの移管なのか、将来の建替えも移管先が対応するのか等の将来に対しての議論と方針を明確にすべき。学童の中で、学校の生徒数に対し、利用者が少ない施設があるように思う。たまたまなのか利用し辛い状況があるのか気になる。

【回答】担当：子ども未来課給付支援係

放課後健全育成事業の実施主体は市町村であると理解しています。

放課後児童クラブについて、公立の施設については市が管理することとしており、放課後児童健全育成事業を委託する契約を結んでいます。

保護者会運営の放課後児童クラブからの長年の民営化の運営移管要望があることから、まずは、宇城市内の保育園を含めた非営利団体でのより良い法人委託をするために、プロポーザル方式を検討しています。

利用者が少ない施設についてですが、児童一人当たりの使用面積の基準を参考に、各施設の広さから定員が決められております。定員を超え利用出来ない児童を待機児童として把握していました。しかし、定員が少ないために利用を諦めている方がおられるのではないかという思いから、現在全小学校の保護者を対象にアンケート調査を実施しています。結果が分かり次第、情報を共有させていただきます。

【質問②】

民営化（民間委託）に向けた協議については、現場との話し合いを重ねたうえで進めていただくようお願いする。

【回答】担当：子ども未来課給付支援係

今年度は、放課後健全育成事業の運營業務委託について、宇城市内の保育園を含めた非営利団体にプロポーザル方式で公募し、保護者運営から法人運営へ移管していく予定です。

（根拠）

児童福祉法第 7 条に規定されている、児童福祉施設には「学童保育所」に当たる定義がないため、法第 35 条に基づくと市は必ずしも設置しなければならないものではないと解されるが、「児童福祉法第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき、事業を行うもの」及び、「子ども・子育て支援法第 59 条第 5 項に基づき事業を行うもの」とあることによるもの。

【その他（自由意見）】

【意見①】

次回書面会議があるなら、資料に添えて要点をまとめたものを入れて欲しい。例えば、資料を見るうえでの視点や変更点など。どこを見るといいのかを書いた用紙、あるいは資料に色付けをするなど、分かりやすく示して欲しい。

【回答】担当：こどもセンター少子化対策係

ご指摘のように、見ていただきたい点や変更点などをまとめた資料を作成いたします。今後は、見やすい、分かりやすい資料作成に心がけて参ります。

【意見②】

子ども子育て会議と直接関係ないかもしれないが、子どもが減少していくのを少しでも食い止めるには、移住してもらおう若い人たち（夫婦）の誘致が必要だと思う。特に豊野・三角地区に移住を促す政策（格安の家賃や子育てへの補助など）を出してもらおうことも検討されたらどうかと思う。山と海の資源があるのに老人が多いだけの地域にならない工夫が必要で、結果それらの地域に子育ての環境をつくっていくようにするといいいのではないかと思う。

【回答】担当：こどもセンター少子化対策係

子育て支援について、空き家対策や定住・移住対策を担っている地域振興課と情報を共有し、連携しているところです。昨年度は、移住者向けに子育て支援のパンフレットを共同作成いたしました。今年度より子育て世帯向けに住宅取得補助を新設されています。当係としても過疎地域の子育て支援について、計画にどう取り入れていくか検討して参ります。

【意見③】

こども誰でも通園制度について、対応を考えているか。

- ・保護者の就労に関係なくすべてのこどもが平等に保育をうけられる
- ・子どもの育ちの確保・家庭の孤立化を防ぐ
- ・対象年齢 0歳6か月～3歳未満
- ・障がいを持っている家庭への居宅訪問
- ・2026年から全国展開 月10時間以上

【回答】担当：子ども未来課保育園係

令和8年度から本格実施されるこども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため実施されます。保護者の就労に関係なく子どもを預けることができ、子どもの成長及び保護者の育児に関する負担軽減等に繋がっていくことが期待されます。本市では、年度途中か

ら待機児童が発生しており、未就園児を受け入れる施設側の体制整備もあると思われ
ますが、今後は本格実施に向けて各施設と協議を行っていくこととしております。

【意見④】

5歳児健診について、公費で検討して欲しい。

- ・就学前の発達の確認を含め

【回答】担当：こどもセンター少子化対策係

5歳児健診は、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的
としています。こどもの健診を担当している保健福祉センターだけでなく、こどもセ
ンターをはじめ教育委員会など、こどもに携わる関係課で協議をすすめて参ります。

【意見⑤】

地域での見守りに取り組んで欲しい。

- ・熊本市では「オレンジリボン サポーター」の養成講座が開かれている。

宇城市でも「オレンジリボン サポーター」の周知、登録、取り組み、活動等
できないのか、地域全体で見守る手立てを増やす。

※オレンジリボン…こどもの虐待のない社会の実現を目指す市民運動

【回答】担当：こどもセンター少子化対策係

地域の方々のサポートは子育てに必要なことと考えます。計画策定に伴うアンケー
トによる市民の意向を参考に、本市での取り組みをどうするか検討して参ります。

【意見⑥】

中高生の居場所づくりに取り組んで欲しい。

- ・発達課題を持った子どもたちの支援

【回答】担当：こどもセンター少子化対策係

こちらについても、アンケートによる市民の意向を参考に、生涯学習課・社会福祉
課と連携しすすめて参ります。

【意見⑦】

保育園の一時預かり・病児保育の体制を整えて欲しい。

- ・保育園での受け入れ状況を確実なものに
- ・利用料の見直し（宇城市で同額、利用し易い料金設定を）
- ・緊急な用事の時に預けられる環境づくり

【回答】担当：子ども未来課保育園係

一時預かり及び病児保育の受入れについては、保育士の配置基準等があり施設側
の受入れ体制もあるため、確実な受入れが約束できる状況ではありません。利用料
については、それぞれの施設で保育内容、保育士の配置等も異なるため、施設側で
設定を行い利用者が負担しています。

